

公益財団法人秋田県市町村振興協会評議員及び役員に関する報酬規程

平成25年4月1日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人秋田県市町村振興協会定款第13条第1項及び同第27条第1項の規定に基づき、評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及び支給基準について定める。

(報酬の額)

第2条 報酬額は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合並びに常務理事には支給しない。

2 前項に定める日額は、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

3 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

(支給方法)

第3条 評議員会や理事会に出席及び監査に従事する都度、現金により支給する。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人秋田県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条関係）

役員	勤務状態	報酬の額(総額)	報酬の額(日額)
理事長 その他の理事	非常勤	200,000円	10,000円
監事 (公認会計士・税理士以外)	非常勤	40,000円	10,000円
監事 (公認会計士・税理士)	非常勤	300,000円	50,000円
評議員	非常勤	200,000円	10,000円